

開催報告 当日の講演資料 2 件もご覧ください！

6/30 ASCON 意見交換会

「輸入酒の安全性とトレーサビリティの現状と課題」

- ★日時・会場 平成 29 年 6 月 30 日(金)18:00～19:45 食品衛生センター 5 階
★講師 EBC 欧州ビジネス協会酒類委員会 事務局 牧 陽子さん
" ポリシーディレクター ビョーン・コングスタードさん
★参加 19 名 ※消費者庁食品表示企画課からも参加がありました



【プレゼンと意見交換の概要】

◆「製造ロット番号」が消された EU 製造のワインやウイスキーが日本国内で出回っている

- EU のワインやウイスキーのボトルには必ず「製造ロット番号」がついているが、第三国で削除され、並行輸入で日本に入ってきており、それらがディスカウント店などで売られている。
- 輸入酒で並行輸入されている量は25%、「製造ロット番号」が削除されたものは10～15%とみられる。
- 日本では、「製造ロット番号」の付記は義務付けられていない。⇒日本では、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」において、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報(年月日表示又はロット番号)は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項としているが、食品衛生法では義務付けられていない。
- また「製造ロット番号」の削除、改ざん、隠蔽も罰則の対象となっていない。
- OECD 加盟 34 カ国中「製造ロット番号」の削除された商品の流通が認められているのは日本、チリ、イスラエルのみ。



◆なぜ削除されるのか？ 何が問題なのか？

- “転売”が見つからないようにするため。
- そうまでして売りたいというのは、それなりに利益が出るからではないか。
- 中身が詰め替えられたり、異物混入があったりということも考えられるのではないかと。←過去にそのよ

うな問題は起きていないが、EUとしては、もし製品に問題があった場合に、その製品を効果的・効率的に回収するために「製造ロット番号」が重要な役割を果たすと考えている。

◆EUの提案と日本側の対応

- 日本政府は「製造ロット番号」が消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する。罰則によって強化された法律を発布すべきである。
- 2014年9月、国税庁は日本国内の日本酒造組合中央会をはじめとする8つの関連する事業者団体に「ロット番号が削除等された輸入酒類について(依頼)」を発出しており、文の中には「…こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があり、望ましくないものと考えています。…」という記載がある。
- 酒造組合関係だけでなく、流通関係の事業者にも依頼文を出した方がよいのではないか。

◆私たちに何ができるか

- EBCとしては日本の消費者に対し、「製造ロット番号」が消されたり、隠されたりしている製品が存在することに留意してほしい。
- ほとんどの消費者は「製造ロット番号」があることに気付いていないし、高級ブランド製品が少しでも低価格で販売されていれば、「製造ロット番号」を確認したりせずそちらを買う。
- まずはこうした現状を知ることが必要ではないか。
- この問題を知ってから、実際に市場調査をやってみたら、大きな量販店で実際に売られていたので、質問状を出したりという活動を行っている。国税庁にも意見を出そうと思っている。(消費者団体)
- 消費者庁としてはどのように考えているのか？また消費者に注意喚起したりできるのか？
- 消費者団体などの協力を得て、今日の意見交換会のような場を開催して、正確な情報発信に努め、理解を広げていきたい。(消費者庁)

以上